

# 知らんのか？ 不正な電波利用は 違法である！

私たちが安心・安全に生活するために、【電波法】を定め、正しいルールのもとに使われている電波。このルールを守らず電波を不正に使用することは【違法】です。大事な通信を妨害して電波障害を引き起こし、私たちの生活を脅かす不法電波には、罰則が定められています！

## 不法に電波を使用すると 電波法違反になるぞ

○不法無線局を開設したり、又は運用したりすると…

**1年以下の懲役、  
または100万円以下の罰金**

○不法電波で重要な無線通信を妨害した場合は…

**5年以下の懲役、  
または250万円以下の罰金**

諸君とつながり、  
諸君を守る  
大事な電波だ。  
戒律を守り、  
正しく使うがよい！

電波に関するお困りごとやご相談は、  
下記までお問い合わせください！

北海道総合通信局 <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/</a> 管轄区域：北海道	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(011)737-0099 (011)737-0033 (011)709-6000 (011)709-3550
東北総合通信局 <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/</a> 管轄区域：青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(022)221-0641 (022)221-0698 (022)221-0616 (022)221-0610
関東総合通信局 <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/</a> 管轄区域：茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、山梨	不法無線局、混信・妨害 (全国)短波混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 放送相談(地上デジタルテレビ) 電波利用料 その他行政相談	(03)6238-1939 (046)888-2182 (03)6238-1945 (03)6238-1944 (03)6238-1932 (03)6238-1940
信越総合通信局 <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/</a> 管轄区域：新潟、長野	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(026)234-9976 (026)234-9991 (026)234-9998 (026)234-9961
北陸総合通信局 <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/</a> 管轄区域：富山、石川、福井	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(076)233-4441 (076)233-4491 (076)233-4414 (076)233-4405
東海総合通信局 <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/</a> 管轄区域：岐阜、静岡、愛知、三重	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(052)971-9107 (052)971-9648 (052)971-9142 (052)971-9104
近畿総合通信局 <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/</a> 管轄区域：滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(06)6942-8535 (06)6942-8567 (06)6942-8544 (06)6942-8502
中国総合通信局 <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/</a> 管轄区域：鳥取、島根、岡山、広島、 山口	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(082)222-3332 (082)222-3383 (082)222-3308 (082)222-3314
四国総合通信局 <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/</a> 管轄区域：徳島、香川、愛媛、高知	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(089)936-5051 (089)936-5030 (089)936-5006 (089)936-5020
九州総合通信局 <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/</a> 管轄区域：福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(096)312-8255 (096)326-7873 (096)326-7805 (096)326-7819
沖縄総合通信事務所 <a href="http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/">http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/</a> 管轄区域：沖縄	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(098)865-2308 (098)865-2307 (098)865-2303 (098)865-2390



STOP THE  
不法電波!

電波の戒律を  
遵守せよ

妨害は許さぬ！  
吾輩と諸君をつなぐ、  
美しき電波。

- ★ 無線機器の使用には「技適マーク」の確認を。
- ★ 電波の利用には、原則、免許が必要です。
- ★ 外国規格の無線機器は、国内では使用不可です。

電波は消防、救急、放送、携帯電話など、  
私たちの生活の安心・安全のために使われています。  
不法電波は、こんな大切な通信を妨害します。

詳しくは総務省 電波利用ホームページへ

電波利用

検索

再生紙利用

良好な電波環境を守るため、無線局の免許人の皆様には一定の金額を「電波利用料」としてご負担いただいております。

詳しくは総務省 電波利用ホームページへ

電波利用

検索



総務省 総合通信基盤局  
<http://www.tele.soumu.go.jp/>



2017.05

# 知っておるか？ 電波のこと

## 電波はこのように 使われている

電波は、テレビやラジオ、携帯電話などの身近なもののほか、警察や消防・救急無線、鉄道無線など私たちの安心、安全な生活を守るためにも幅広く利用されています。この電波を多くの人が公平かつ能率的に使えるよう【電波法】が定められ、正しく使用されています。

**DANGER**

## 不法電波で、このような 重大な問題が起こります。

### 1. 消防・救急無線

消防車や救急車などの緊急無線を不法電波により妨害されると、人命や財産に関わる深刻な問題が起こります。



### 2. 鉄道無線

不法電波により鉄道無線に妨害が入ると、鉄道の安全運行に支障が生じ、乗客の生命が脅かされることにもなります。



### 3. スマートフォン・携帯電話

携帯電話の基地局が妨害電波を受けると、大切な電話やメールができなくなり、社会・経済活動に影響を及ぼします。



### 4. テレビやラジオ

テレビ・ラジオの受信が妨害されると、緊急時の災害情報や避難勧告が伝わらないなど、国民生活に重大な影響を及ぼします。



電波のルールを必ず守りましょう

## 無線機器の使用には 技適マーク㊦のご確認を。

国内で使用可能な無線機器のほとんどは、技術基準適合証明等のマーク(技適マーク)が付いています。技適マークが付いていない無線機器は「免許を受けられない」おそれがありますので、無線機器の購入に際しては十分ご注意ください。

※詳しくは、最寄りの総合通信局へお問い合わせ下さい。

### 技適マークってどこについているの？

多くの場合、無線機器の型式名称や製造者が記載された銘板の中に表示されています。



無線LAN 据え置き型の機器：底面



無線LAN USBタイプの機器：背面



携帯電話やPHS：内蔵バッテリーを取り外した部分



スマートフォン等では、液晶画面に表示される場合もあります

## 電波の利用には、 原則、免許が必要です。

無線機器の使用には、原則として無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。免許の更新手続きは忘れずに行ってください。無線従事者免許証は常に携帯し、無線設備の設置(常置)場所に免許状を備え付け、移動する無線局の場合には、無線機に証票シールを貼付けてください。

※「無線局」とは、無線設備と無線従事者の総体を言います。

## 外国規格の無線機器は 国内では使用不可です。

近年、通信販売業者やインターネットオークション等で販売されるなどして、外国規格の無線機器が日本国内に持ち込まれるケースが増えています。これらの多くは日本の電波法令に合致していないため、国内では使用できない場合がありますので、注意してください。使用すると他の無線局等に妨害を与えるおそれがあり、1年以下の懲役又は、100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

※Wi-Fi端末等は、日本に入国の日から90日以内に限って一定条件を満たせば使用可能です。

### CAUTION

- 無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。
- アマチュア無線を使用する場合は、ルールを守って正しく運用しましょう。

## 不法電波を取り締まる DEURAS デューラスシステム

総務省では、快適な電波利用環境の維持のために、不法電波などの取り締まりを電波監視システム「DEURAS(デュラス)」により行っています。「DEURAS」は全国に設置されたセンサ局や、不法無線局探索車と呼ばれる特別な車両を使って、不法電波などを探し出すシステムです。

